

1 はじめに

みなさんはじめまして。これから一年このコーナーを担当させていただきます税理士の今西義行と申します。税法は難しいというイメージをお持ちの方が多くはと思いますが、出来る限り分かりやすく解説・紹介していきたいと思っておりますので宜しくお願いします。

まずは第1回目の連載から数回にわたり、法人・個人の方を問わずご質問の多い消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）についてご説明させていただきたいと思っております。第一回目の今回においては、消費税等の簡単な仕組み、税率、どのような場合に納税義務者となるかを事例を交えて簡単に見てみましょう。

1 消費税等の仕組み

消費税等は、国内における消費に着目し、商品の購入やサービスの提供を受けることを通じて消費者が最終的に負担するものです。しかし、消費税等の申告・納付は消費者が自ら行うのではなく、上記の商品の販売やサービスの提供をする事業者が行います。つまり消費者は、事業者の行った売上げ等について課税され、消費税等の額が販売価格に上乗せされることになり、最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっています。このように負担者が直接納税しない税制度を「間接税」といいます。

では消費税等の納付税額はどのように計算されるのでしょうか。それは次の算式により計算できます。

「税込売上高 × 5/105」 - 「税込仕入高 × 5/105」 = 「消費税等の納付税額」

（例1）税込売上高 52,500 円、税込仕入高 31,500 円の課税事業者の場合
2,500 円（52,500 × 5/105） - 1,500 円（31,500 × 5/105） = 1,000 円

では次に複数の事業者を登場させ、消費税等の流れを見てみましょう。そうすればなぜ上記の算式のような計算方法になるのか、またなぜ最終消費者が消費税等の負担者となるのかを理解していただけたらと思います。次の例では製造卸売をするA社（材料仕入等は考えません）、それを仕入れて小売する小売業者B社、そして商品をB社から購入する最終消費者であるCが登場します。A、B共に課税事業者であると仮定します。

（例2）A 製造業者 課税売上高 10,500 円 課税仕入高 0 円
B 小売業者 課税売上高 31,500 円 課税仕入高 10,500 円
C 消費者 購入額 31,500 円

（1）A社（製造卸売）

納付税額の計算 500 円（10,500 円 × 5/105） - 0 = 500 円

利益の計算 $10,500 \text{ 円} - 500 \text{ 円 (消費税等の額)} = 10,000 \text{ 円}$

(2) B社 (小売業者)

納付税額の計算 $1,500 \text{ 円} (31,500 \times 5/105) - 500 \text{ 円} (10,500 \times 5/105) = 1,000 \text{ 円}$

利益の計算 $31,500 \text{ 円} - 10,500 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円 (消費税等の額)} = 20,000 \text{ 円}$

(3) C 最終消費者

購入額 31,500 円 (うち消費税等の負担額 1,500 円)

みなさんどうでしょうか。最終消費者である C が負担する 1,500 円と、A、B が国等に納付する 1,500 円 (A 500 円 + B 1,000 円) が一致しています。そして A、B とともに、消費税等がない場合に確保されるであろう利益 (B 社の場合、税抜売上 30,000 円 - 税込仕入 10,000 円 = 20,000 円の利益が見込まれる) が、消費税等の納付後にも確保されているのが分かりますよね。

これが一番基本的な考え方ですが、計算方法には本則課税制度及び簡易課税制度があります。ボリュームがありますので、詳しくは次回以降に解説させていただきます。

2 税率

次に消費税の税率を見てみましょう。消費税の税率は「4%」です。そういうと「えっ、5%じゃないの?」と思われる方がいらっしゃると思います。確かに資産の購入、サービスの提供等を受けた場合、5%の税率で課税されていますよね。実はこの1%の差、地方消費税というものです。地方消費税は消費税の25%と規定されているので、消費税率換算で1% (消費税4% × 25% = 1%) が同時に課税されます。つまりみなさんが日頃課税されている消費税というのは、国税たる「消費税」4%と、地方税の「地方消費税」1%の合計で5%という内訳になっているのです。

5%	消費税 (国税)
	4%
	地方消費税 (地方税)
	1%

3 納税義務者

ではどのような方が消費税等の確定申告をする必要があるのでしょうか。そもそも消費税等は、公平に幅広く負担を求めようとする税制であることから、本来ならば消費税等の納税義務を免除することは適当ではありません。ですが零細事業者等の事務負担などを考慮して、課税売上げが少ない場合等に限り、消費税の納税義務を免除することとなってい

ます。つまり、次の要件に該当すれば「課税事業者」となり、申告義務が生じます。また消費税の納税義務がない事業者を「免税事業者」といいます。

「課税期間」の「基準期間における課税売上高」が 1,000 万円を超える事業者
以外の事業者で、その課税期間開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
その事業年度の基準期間がない法人（社会福祉法人を除く）のうち、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人

早速消費税法独自の言い回しが出てきましたね。 、 はさておき、 が一番重要なポイントです。難しい単語が並びますが、 の「課税期間」を「消費税の計算をする期間（個人の場合は 1/1～12/31 の暦年、法人の場合は事業年度）」、「基準期間における課税売上高」を「その課税期間の納税義務の判定の基礎となる期間（個人の場合は 2 年前、法人の場合は前々事業年度）の税抜きの売上高」と読み替えてみてください。

分かりやすく個人で考えますと、平成 20 年分の確定申告をする場合においては、2 年前の平成 18 年の税抜売上げが 1,000 万円を超える場合は消費税等の確定申告をする必要が生じます。ここで平成 18 年度において免税事業者である方は、売上等に消費税等相当額が含まれていないことから、税抜処理をして判定する必要はありませんからご注意ください。

では事業を始められたばかりで、「基準期間における課税売上高」がない場合はどうなるのでしょうか。個人で平成 20 年度中に事業を開始したことから、平成 18 年、19 年度に売上等がない場合で考えてみたいと思います。この場合は「基準期間における課税売上高」がないということで、平成 20 年度（平成 21 年度も同様）においては自動的に免税事業者ということになります。もちろん、平成 20 年度において売上が 1,000 万円を超えた場合には、平成 22 年より課税事業者となり消費税等の申告義務が生ずることになります。

法人の場合も同様に「基準期間における課税売上高」がない場合は消費税の納税義務は生じません。ですが の通り、資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上の法人である場合には納税義務は免除されないという特例がありますので注意が必要です。